

長岡第五小学校区地域コミュニティ協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この協議会は、長岡第五小学校区地域コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所は、長岡京市下海印寺東山1番地の長岡第五小学校内長五クラブハウスに置く。

(目的及び事業)

第2条 協議会は、長岡第五小学校区(以下「校区」という。)にかかわる団体や個人が、その活動の発表や報告、情報交換をする場とし、校区の各団体や組織、住民が互いに協力・連携し、みんなでよりよい絆をつくり、安心して快適な地域づくりをめざすことを目的とする。

2 協議会は、校区の青少年から高齢者までの全ての住民を対象とした事業を行い、地域のつながりを深めるとともに、校区の課題を地域の総意と力で解決し、地域コミュニティを活性化していく。特に、緊急時や災害時には対策本部を設置するなど、その対応に努める。

3 協議会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 校区の共通の課題解決に向けての協議と活動等に関する事。
- (2) 地域コミュニティ活性化の計画づくりに関する事。
- (3) 地域コミュニティ活性化のための事業に関する事。
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な事業に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、校区内における関係機関、各種団体、地域住民で構成する。ただし、協議会の目的・趣旨に賛同する校区外の団体、個人でも可能とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監査 2名

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、総会において承認を得る。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期途中で役員を交代する場合は、前任者の残任期間とする。

(役員役割)

第7条 役員役割は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会全体をまとめ、協議会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その役割を代行する。
- (3) 理事は、事業の企画・立案を行い、協議会の円滑な運営に努める。
- (4) 幹事は、校区内自治会又は各種団体等との連絡調整を行い、協議会の事業の円滑な運営に努める。
- (5) 事務局長は協議会の事務を行う。
- (6) 会計は協議会の経理事務を行う。
- (7) 監査は協議会の業務と会計を監査する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

2 総会の議長は、協議会の会長が行う。

3 総会の議案は、総会に出席した者の過半数の賛成で議決し、賛成反対が同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会での議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 役員選出に関する事。
- (4) 規約の改正に関する事。
- (5) 校区地域コミュニティ活性化計画に関する事。
- (6) その他、協議会の運営に関する事。

(役員会及び幹事会)

第10条 役員会は、協議会の会長、副会長、理事、事務局長、会計で構成する。幹事会は、協議会の会長、副会長、理事、幹事、事務局長、会計、監査で構成し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 事業の運営に関する事。
- (3) その他、協議会の運営に関する事。

(事務局)

第11条 協議会の事務を行うために、長五クラブハウス内に事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置くことができる。その場合は役員会の同意を得て、会長が委

嘱する。

3 事務局の役割は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の事務全般に関すること。
- (2) コミュニティ協議会の運営全般に関すること。
- (3) コミュニティニュースの発行に関すること。
- (4) その他、協議会会長が必要と認める事項に関すること。

(部会)

第12条 協議会に、第2条の目的を達成するために、幹事会が必要と認めた部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会を組織する部会員の中から選任する。また、副部会長など、その他必要な役職を置くことができる。

3 部会は、部会長が招集する。

(会計)

第13条 協議会の運営に必要な経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年6月30日から施行する。